2021年度

全飲連「新総合賠償共済制度」「おみせのマスター」

（賠償責任保険＋事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」）

〔保険期間（ご契約期間）：2021年8月1日午後4時から2022年8月1日午後4時までの1年間〕

【加入申込締切日】
2021年7月20日（火）全飲連必着

※中途加入につきましては裏表紙をご覧ください。

［★おみせのマスター改定のポイント］
・クレーム専門相談窓口（クレームコンシェル）によるクレーム解決サポートサービスの提供開始
・賠償ユニットの自己負担額 1,000 円の廃止
・全体的な保険料率の引きあげ

ワイドプランＳ１型～Ｓ３型とおみせのマスターは
標準営業約款「Sマーク」対応！

安心保証



お申込み方法

加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属の支部、組合事務所まで、掛金を添えてお申込みください。

※複数店舗の場合は、必ず店舗ごとにお申込みください。

もくじ

■充実した補償内容をご希望の方は・・・ワイドプラン　P1
■スリムな補償内容でリーズナブルな保険料をご希望の方は・・・エコノミープラン　P7
・オプション　食中毒が発生してしまった際の利益損失を補償されたい方は・・・休業補償　P9
■物損害・賠償・休業リスクをまとめて補償する総合型共済・・・おみせのマスター　P11
■重要事項等説明書　P19

■本共済の加入資格者（加入対象者）および記名被保険者（保険の補償を受けられる方で加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方）は全飲連の組合員にかぎります。
■全飲連新総合賠償共済制度とは全飲連が引受保険会社である損保ジャパンと提携して運営する「賠償責任保険」「事業活動総合保険『ビジネスマスター・プラス』」です。

厚生労働省認可団体　全国飲食業生活衛生同業組合連合会

全飲連

充実した補償内容のプランをご希望の方は・・・

ワイドプラン

（日本国内のみ）

（賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、生産物特約条項、施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、受託者特約条項 他）

S1型～S3型は…
標準営業約款
「Sマーク」対応！

【保険の補償を受けられる方（被保険者）の範囲】

①貴店（記名被保険者）、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、④貴店の下請負人の役員・使用人

※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。
※使用人にはアルバイトを含みます。
※受託物賠償事故の保険の補償を受けられる方（被保険者）は①②のみとなります。

ワイドプランの補償範囲

エコノミープランの補償範囲

食中毒賠償事故
～生産物賠償事故（身体賠償）～

貴店が製造・販売した飲食物が原因で、お客さまなどの第三者へ身体の障害が発生した場合に、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

＜事故例＞



○ 提供した飲食物が腐敗していたために、お客さまが食中毒になった。
○ 販売した飲食物に誤って金属片が混ざってしまい、お客さまが口の中をケガした。

生産物賠償事故（財物賠償）

貴店が製造・販売した食品等により、第三者の財物の損壊が発生した場合に、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

施設・昇降機賠償事故

貴店が所有、使用または管理する施設（昇降機を含みます。）や貴店の営業活動が原因で、お客さまなどの第三者にケガをさせたり、お客さまなどの第三者の財物をこわしたりしたために法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

＜事故例＞

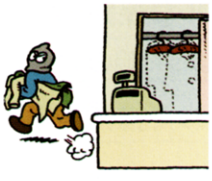


○ ウェイトレスが料理を落としてお客さまにやけどを負わせた。
○ 調理場から出火し、火災によりお客さまがケガをした。

受託物賠償事故

店舗内でお預かりしたお客さまなどの第三者の財物をこわしたり、盗まれたことにより、その財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

＜事故例＞



○ お客さまからお預かりしたコートが従業員の不注意により何者かに盗まれた。

人格権侵害・宣伝障害

プライバシーの侵害などに起因する慰謝料などに対して保険金をお支払いします。

＜事故例＞



○お客さまを無銭飲食者と間違えてしまった。

さらに！ ワイドプランなら次の補償もセットされます！！

被害者対応費用

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。

※被害者１名（法人の場合は１法人）につき、対人見舞費用２万円（死亡は１０万円）、対物臨時費用２万円、保険期間中１，０００ 万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。

事故対応特別費用

生産物賠償事故、施設・昇降機賠償事故または受託物賠償事故で補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴店が知った場合において、貴店がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

※保険期間中１，０００万円を限度とします。

第三者医療費用

店舗内でお客さまが偶然な事故によりケガをした場合、貴店の法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用をお支払いします。

＜事故例＞



○ 店内の階段でお客さまが転んで

※被害者１名（法人の場合は１法人）につき、５０万円を限度、保険期間中１，０００万円を限度とします。
なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。

飲食物自体の損害

提供した飲食物による第三者の身体の障害や財物の損壊が発生し、貴店に保険金が支払われる場合、その原因となった飲食物（事故製品）自体に関わる損害を補償します。

※保険期間中１，０００万円を限度とします。

物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害

食中毒賠償補償および施設・昇降機賠償補償で対象となる急激かつ偶然な事故が生じ、第三者の財物に対して物理的損傷を伴わない使用不能損害が発生したことによって、貴店が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

＜事故例＞



○ 店内で爆発事故を発生させた際、隣接店舗には損壊を与えなかったものの、その店舗の入口付近も立入禁止区域となったため、休業させることになった。

※１事故１，０００万円（食中毒賠償補償の場合は保険期間中の限度も同額となります。）を限度とします。

■保険金額（お支払限度額）

補償区分	ご加入の型			
	W型	S１型 Sマーク対応！	S２型 Sマーク対応！	S３型 Sマーク対応！
食中毒賠償事故 〈生産物賠償事故（身体賠償）〉 生産物賠償事故（財物賠償）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故・保険期間中 ５，０００万円 （自己負担額なし）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故・保険期間中 １ 億 円 （自己負担額なし）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故・保険期間中 ２ 億 円 （自己負担額なし）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故・保険期間中 ３ 億 円 （自己負担額なし）
施設・昇降機賠償事故	身体賠償・財物賠償 共通 １事故 ５，０００万円 （自己負担額なし）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故 １ 億 円 （自己負担額なし）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故 ２ 億 円 （自己負担額なし）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故 ３ 億 円 （自己負担額なし）
受託物賠償事故	身体賠償・財物賠償 共通 １事故・保険期間中 １００万円 （自己負担額１万円）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故・保険期間中 １００万円 （自己負担額１万円）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故・保険期間中 １００万円 （自己負担額１万円）	身体賠償・財物賠償 共通 １事故・保険期間中 １００万円 （自己負担額１万円）
人格権侵害・宣伝障害（※）	（被害者１名につき） １００万円 （１事故・保険期間中） １，０００万円	（被害者１名につき） １００万円 （１事故・保険期間中） １，０００万円	（被害者１名につき） １００万円 （１事故・保険期間中） １，０００万円	（被害者１名につき） １００万円 （１事故・保険期間中） １，０００万円

（※）人格権侵害・宣伝障害におきまして、受託物賠償補償でのお支払いはできません。

（注）自己負担額は１事故あたりの金額となります。

お支払いする保険金

<table>
<tr><th>保険金の種類</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>①損害賠償金</td><td>損害賠償請求権（被害者）に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。
身体賠償事故の場合　・・・　治療費、医療費、慰謝料など
対物賠償事故の場合　・・・　修理費、再調達に要する費用など
※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。
■次の損害につきましては、それぞれの保険金額（ご契約金額）の限度内（内枠）で個別のお支払限度額が設定されています。
<table>
<tr><th>補償区分</th><th>被害の内容</th><th>お支払限度額</th></tr>
<tr><td>生産物
賠償補償</td><td>記名被保険者の生産物自体および仕事の目的物の被害</td><td>保険期間中　１，０００万円</td></tr>
<tr><td>受託物
賠償補償</td><td>受託物の損傷・紛失・盗取・詐取など</td><td>受託物の時価＊</td></tr>
<tr><td>施設・昇降機・生産物
賠償補償共通</td><td>物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害</td><td>１事故・保険期間中１，０００万円</td></tr>
</table>
＊財物の損壊が発生した地および時において、財物の損壊がなければ有したであろう価額をいいます。</td></tr>
<tr><td>②損害防止費用</td><td>被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>③緊急措置費用</td><td>損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>④権利保全行使費用</td><td>被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>⑤争訟費用</td><td>被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>⑥協力費用</td><td>被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>⑦事故対応特別費用</td><td>補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）をお支払いします。
ただし、保険期間中１，０００万円を限度とします。</td></tr>
<tr><td>⑧被害者対応費用</td><td>対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。ただし、被害者１名（法人の場合は１法人）につき、対人見舞費用２万円（死亡は１０　万円）、対物臨時費用２万円、保険期間中１，０００　万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。</td></tr>
<tr><td>⑨第三者医療費用</td><td>特約条項に規定する事故または施設に隣接する道路における事故により第三者に身体の障害が発生し、記名被保険者が医療費用および葬祭費用を実際に支出することにより被る損害に対して、被害者１名について５０万円を限度、１事故・保険期間中１，０００万円を限度に補償します。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。
【ご注意】第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用は「①損害賠償金」に充当されます。</td></tr>
<tr><td>⑩人格権侵害</td><td>保険期間中に、被保険者の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害（不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、被害者１名につき１００万円、１事故・保険期間中１，０００万円を限度とします。なお、受託物賠償補償につきましては、お支払いの対象外となります。</td></tr>
</table>

※②から⑨の損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。
※②～⑥までを合算して保険金額が限度となります。
※自己負担額（免責金額）は①に適用されます。

ご加入の型と年間掛金一覧表

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。
○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年、一括払）

ご加入の型	売上高区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金
W型 保険金額 5，000万円	1	5，000万円以下	5，500円
	2	5，000万円超　1億円以下	12，200円
	3	1億円超　1．5億円以下	20，600円
	4	1．5億円超　2億円以下	25，700円
	5	2億円超　2．5億円以下	30，800円
	6	2．5億円超　3億円以下	35，900円
Sマーク対応！ S1型 保険金額 1 億 円	1	5，000万円以下	6，400円
	2	5，000万円超　1億円以下	14，400円
	3	1億円超　1．5億円以下	24，100円
	4	1．5億円超　2億円以下	30，400円
	5	2億円超　2．5億円以下	36，800円
	6	2．5億円超　3億円以下	43，200円

※年間売上高３億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（５００円）の合計です。
※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。

ご加入の型と年間掛金一覧表

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。
○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年、一括払）

ご加入の型	売上高区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金
Sマーク対応！ S２型 保険金額 ２億円	1	5，000万円以下	7，600円
	2	5，000万円超　1億円以下	17，300円
	3	1億円超　1．5億円以下	28，700円
	4	1．5億円超　2億円以下	36，700円
	5	2億円超　2．5億円以下	44，900円
	6	2．5億円超　3億円以下	53，000円
Sマーク対応！ S３型 保険金額 ３億円	1	5，000万円以下	8，900円
	2	5，000万円超　1億円以下	20，300円
	3	1億円超　1．5億円以下	33，700円
	4	1．5億円超　2億円以下	43，100円
	5	2億円超　2．5億円以下	52，700円
	6	2．5億円超　3億円以下	62，300円

※年間売上高３億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（５００円）の合計です。
※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。

スリムな補償内容でリーズナブルな保険料をご希望の方は・・・

エコノミープラン

（日本国内のみ）

Sマーク非対応プランです。

（賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、生産物特約条項 他）

【保険の補償を受けられる方（被保険者）の範囲】

①貴店（記名被保険者）、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、④貴店の下請負人の役員・使用人

※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。
※使用人にはアルバイトを含みます。

食中毒賠償事故の補償

貴店が製造・販売した飲食物が原因で、お客さまなどの第三者に食中毒などの身体障害を与えてしまい、法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。



○ 提供した飲食物が腐敗していたために、お客さまが食中毒になった。

○ 販売した飲食物に誤って金属片が混ざってしまい、お客さまが口の中をケガした。

■保険金額（お支払限度額）

食中毒賠償事故	身体賠償 １事故・保険期間中 **５，０００万円**〈自己負担額なし〉

■エコノミープラン年間掛金一覧表

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準にご加入ください。
○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年、一括払）

売上区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	年間掛金
1	5，000万円以下	2，300円
2	5，000万円超　1億円以下	4，900円
3	1億円超　1．5億円以下	7，400円
4	1．5億円超　2億円以下	10，000円
5	2億円超　2．5億円以下	12，500円
6	2．5億円超　3億円以下	15，100円

※年間売上高３億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※上記掛金は、年間保険料と制度運営費（５００円）の合計です。
※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代など）に使用されます。

お支払いする保険金

保険金の種類	内　容
①損害賠償金	損害賠償請求権（被害者）に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 身体賠償事故の場合　・・・　治療費、医療費、慰謝料など 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。
②損害防止費用	被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
③緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
④権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
⑤争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑥協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑦事故対応特別費用	補償対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）をお支払いします。 ただし、保険期間中１，０００万円を限度とします。
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用をお支払いします。ただし、被害者１名（法人の場合は１法人）につき、対人見舞費用２万円（死亡は１０　万円）、対物臨時費用２万円、保険期間中１，０００　万円を限度とします。

※②から⑧の損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。
※②～⑥までを合算して保険金額が限度となります。
※自己負担額（免責金額）は①に適用されます。

オプション 休業補償 （日本国内のみ）

（賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、食中毒・感染症利益担保特約条項 他）

※休業補償（オプション）は、ワイドプラン・エコノミープランにセット可能なオプションです。おみせのマスターにセットすることはできませんのでご注意ください。

【被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲：貴店】



次のような事故の発生によって売上高が減少した場合、あらかじめ設定したてん補期間（損失を補償する期間をいいます。）の営業利益その他損失を補償します。

①貴店の営業施設における食中毒または感染症の発生
②貴店の営業施設で製造、販売、提供した食品に起因する食中毒の発生
③貴店の営業施設が食中毒または感染症の病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置

※所轄保健所長への届出または保健所などの行政機関による消毒などが行われることが必要となります。

■対象となる感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

（ご注意）感染症予防法に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザについては、対象となりません。

■お支払いする保険金

喪失利益・売上高減少防止費用

食中毒や特定の感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた貴店の損失に対し、お支払限度期間（１０日、１か月、２か月）を限度に、かつ保険金額を限度に保険金をお支払いします。

施設の消毒、隔離その他の処理に要する費用（新型コロナウイルス感染症の場合に限ります。）

貴店の営業施設が新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがあり、保健所その他の行政機関から施設の消毒、隔離その他の処置の指示、命令等を受けた場合に、20 万円の保険金を定額で支払います。なお、都道府県知事等からの要請に基づく自主休業等は対象外です。

※新規契約については、保険始期から 14 日以内に発生した事故は免責となります。
※同じ施設で 2 回事故が発生した場合も、お支払いは保険期間中で 1 回までとなります。

■年間保険料一覧表（保険金額・お支払限度期間一覧表）

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準に決定してください。
○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年、一括払）

お支払限度期間	売上高区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	保険金額	年間保険料
10日	1	1，000万円以下	10万円	230円
	2	1，000万円超 2，000万円以下	20万円	470円
	3	2，000万円超 3，000万円以下	35万円	820円
	4	3，000万円超 4，000万円以下	45万円	1，050円
	5	4，000万円超 5，000万円以下	60万円	1，400円
	6	5，000万円超 6，000万円以下	80万円	1，870円
	7	6，000万円超 7，000万円以下	80万円	1，870円
	8	7，000万円超 8，000万円以下	115万円	2，690円
	9	8，000万円超 9，000万円以下	115万円	2，690円
	10	9，000万円超 1億円以下	115万円	2，690円
	11	1億円超 1億1，000万円以下	125万円	2，930円
	12	1億1，000万円超 1億2，000万円以	135万円	3，160円
	13	1億2，000万円超 1億3，000万円以	145万円	3，390円
	14	1億3，000万円超 1億4，000万円以	155万円	3，630円
	15	1億4，000万円超 1億5，000万円以	170万円	3，980円
	16	1億5，000万円超 1億6，000万円以	180万円	4，210円
	17	1億6，000万円超 1億7，000万円以	190万円	4，450円
	18	1億7，000万円超 1億8，000万円以	200万円	4，680円
	19	1億8，000万円超 1億9，000万円以	215万円	5，030円
	20	1億9，000万円超 2億円以下	225万円	5，270円

※年間売上高２億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※上記保険料は制度運営費対象外です。

■年間保険料一覧表（保険金額・お支払限度期間一覧表）

○直近会計年度の売上高（消費税を含みます。）を基準に決定してください。
○ご申告の年間売上高が直近会計年度の売上高を下回る場合、保険金をお支払いすることができない場合がありますのでご注意ください。

（保険期間：1年、一括払）

お支払限度期間	売上高区分	年間売上高 ※消費税を含みます。	保険金額	年間保険料
1か月	1	1，000万円以下	20万円	240円
	2	1，000万円超 2，000万円以下	60万円	720円
	3	2，000万円超 3，000万円以下	95万円	1，140円
	4	3，000万円超 4，000万円以下	135万円	1，620円
	5	4，000万円超 5，000万円以下	175万円	2，100円
	6	5，000万円超 6，000万円以下	240万円	2，880円
	7	6，000万円超 7，000万円以下	240万円	2，880円
	8	7，000万円超 8，000万円以下	335万円	4，020円
	9	8，000万円超 9，000万円以下	335万円	4，020円
	10	9，000万円超 1億円以下	335万円	4，020円
	11	1億円超 1億1，000万円以下	365万円	4，380円
	12	1億1，000万円超 1億2，000万円以下	400万円	4，800円
	13	1億2，000万円超 1億3，000万円以下	433万円	5，200円
	14	1億3，000万円超 1億4，000万円以下	465万円	5，580円
	15	1億4，000万円超 1億5，000万円以下	500万円	6，000円
	16	1億5，000万円超 1億6，000万円以下	533万円	6，400円
	17	1億6，000万円超 1億7，000万円以下	565万円	6，780円
	18	1億7，000万円超 1億8，000万円以下	600万円	7，200円
	19	1億8，000万円超 1億9，000万円以下	633万円	7，600円
	20	1億9，000万円超 2億円以下	665万円	7，980円
2か月	1	1，000万円以下	40万円	360円
	2	1，000万円超 2，000万円以下	120万円	1，080円
	3	2，000万円超 3，000万円以下	190万円	1，710円
	4	3，000万円超 4，000万円以下	270万円	2，430円
	5	4，000万円超 5，000万円以下	350万円	3，150円
	6	5，000万円超 6，000万円以下	480万円	4，320円
	7	6，000万円超 7，000万円以下	480万円	4，320円
	8	7，000万円超 8，000万円以下	670万円	6，030円
	9	8，000万円超 9，000万円以下	670万円	6，030円
	10	9，000万円超 1億円以下	670万円	6，030円
	11	1億円超 1億円1，000万円以下	730万円	6，570円
	12	1億1，000万円超 1億2，000万円以下	800万円	7，200円
	13	1億2，000万円超 1億3，000万円以下	865万円	7，790円
	14	1億3，000万円超 1億4，000万円以下	930万円	8，370円
	15	1億4，000万円超 1億5，000万円以下	1，000万円	9，000円
	16	1億5，000万円超 1億6，000万円以下	1，065万円	9，590円
	17	1億6，000万円超 1億7，000万円以下	1，130万円	10，170円
	18	1億7，000万円超 1億8，000万円以下	1，200万円	10，800円
	19	1億8，000万円超 1億9，000万円以下	1，265万円	11，390円
	20	1億9，000万円超 2億円以下	1，330万円	11，970円

※年間売上高２億円超の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※上記保険料は制度運営費対象外です。